

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の14において準用する同令第167条の6の規定により物件のせり売りについて次のとおり公告する。

令和8年2月24日

香南市長 濱田 豪太

1 売払物件及び予定価格

| | | | | |
|------------|----------|---------|-------|----------|
| (1) 物件番号 1 | 物件名 | 製造年月 | 積算時間 | 予定価格 |
| | 小型自家発電装置 | 2016年1月 | 5.9時間 | 198,000円 |

※売払物件の詳細情報については、別紙”売払物件情報”のとおり

2 せり売りに参加する者に必要な資格に関する事項

せり売り参加希望者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
 - (4) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てがなされていない者
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
 - (6) 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年香南市規則第2号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者
 - (7) せり売り参加申込時点までに納期を迎える市税等に滞納がない者
 - (8) 日本国内で住民登録されている者又は日本国内で法人登記されている法人である者
 - (9) 日本語を完全に理解できる者
- ただし、代理人を定める場合は当該代理人が日本語を完全に理解できる者であること

3 せり売り参加申込申請の方法等

せり売りに参加しようとする者は、次の受付期間内にせり売り参加申込申請を行わなければならない。

- (1) 提出書類
ア せり売り参加申込書（様式1）※香南市ホームページよりダウンロードすること
イ 誓約書（様式2）※香南市ホームページよりダウンロードすること
ウ 委任状（様式3）※香南市ホームページよりダウンロードすること
エ 納税証明証（都道府県税、市区町村税について滞納がないことが分かる証明書。
法人については、国税を含む）
オ 本人確認ができる顔写真付きのもの（免許証、マイナンバーカード等）
- (2) 受付場所
〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706番地
香南市役所 契約管財課 管財係
- (3) 受付期間
この公告の日から令和8年3月13日（金）17時00分まで
但し、土、日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する
休日は除く。受付時間は、9時から17時まで。

- (4) 提出方法 直接持参する方法に限る。
提出後、契約管財課受付印を押印した申込書の写しを受け取ること。

4 売払い物件の確認等

物件の確認を希望する場合は、3月12日（木）までに香南市役所契約管財課管財係へご連絡ください。
なお、物件の確認をせずにせり売りする場合においても、物件の現況等を確認しているものとみなします。

- (1) 確認の申込場所：香南市役所本庁舎 4階 契約管財課 管財係 TEL：0887-50-3029
(2) 確認申込の受付時間：平日9時から16時まで
(3) 公開場所：高知県香南市香我美町徳王子1934-1
(4) 公開日時：令和8年2月24日（火）から令和8年3月13日（金）までの9時から17時まで

5 質疑書の受付、回答の時期及び方法

- (1) 受付方法 契約管財課でメールにより受け付ける。
様式は任意とし、メール本文に記載する方法でも可。
メールアドレス keiyakukanzai@city.kochi-konan.lg.jp
(2) 受付期間 この公告の日から 令和8年3月12日（木）17時00分まで
(3) 回答方法 香南市ホームページの当該入札公告の欄に掲載する。
(4) 回答時期 令和8年3月13日（金）16時00分までに回答する。

6 せり売り執行の場所及び日時

- (1) 日時 令和8年3月17日（火）10時00分
(2) 場所 高知県香南市野市町西野2706番地 香南市役所4階第403号室

7 当日持参するもの

- (1) せり売り参加申込書（申込者控え）
(2) 委任状（代理人がせり売りに参加する場合）
(3) 本人確認ができる顔写真付きのもの（免許証、マイナンバーカード等）
※上記書類の提出が無い場合及びせり売り開始時間までに入室されなかった場合は、せり売りに参加することはできない。

8 契約保証金及び契約書の作成

保証金は免除。

契約書作成は必要としないが、覚書を作成し、本市と競落者間で一部ずつ保管するものとする。

9 売払い代金の支払

香南市が発行する納付書により、買受代金（落札価格）を香南市指定金融機関において、令和8年3月19日（木）15時00分までに納付すること。

10 競落の無効

次の各号に該当する競落は無効とする。

- (1) せり売りに参加する資格を有しない者が参加したもの
(2) 競落した者が代金を期日までに納付しないもの
(3) その他せり売り条件に違反したもの

11 物件の引き渡し

- (1) 売払い代金の納付確認後、香南市が指定する期間までに引き渡すものとする。
- (2) 売払い物件は現状渡しとする。
- (3) 売払い物件が車両の場合は、物件の引き渡し前に、車両に記載されている市名等の消去方法について別途協議を行うものとする。
- (4) 物件引渡しに関する各種手続、物件の運搬、市名等の消去、その他物件の引渡し等に係るものは、全て競落者の負担とする。

12 その他必要な事項

- (1) 代理人がせり売りに参加する場合は、委任状の提出を要する。
- (2) 競落者は、売払物件の使用に当たり、自己の負担で必要な整備を行い、使用上の安全確認を行うこと。
- (3) 予定価格（せり売り開始価格）以上で最も高い価格を付けた者を競落者とする。